

京都市国際文化市民交流促進サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 京都在暮らし多様な文化的背景を持つ外国籍市民等と市民との交流を深めることにより、多文化が息づくまちづくりを推進するため、京都市国際文化市民交流促進サポート事業（以下「サポート事業」という。）を実施するものとし、同事業を担う京都市国際文化市民交流促進サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(事業の実施方法)

第2条 サポート事業は、市内の各種団体や地域、学校からの申込みを受けて、サポーターが文化紹介、講演、触れ合い活動等に参加することにより実施するものとする。

(サポーターの登録)

第3条 サポーターは、公募を経て選任された者について、登録する。

2 資格及び選任方法は、総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長が定める。

(サポーターの登録期間)

第4条 サポーターの登録期間は、登録の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

サポーターの登録期間は、登録の日から最初にむかえる4月1日を起算日として、2年後の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(サポーターの報酬)

第5条 サポーターは、無報酬とする。

(事務)

第6条 サポート事業に関する事務は、総合企画局国際化推進室が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サポート事業の実施に関し必要な事項は、総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(登録期間の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に登録されるサポーターは、第4条の規定にかかわらず、登録期間は、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。